

### 第3号議案

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する  
ものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

税・保険料の督促に係る手数料を廃止することにより、納税・納付の利便  
性の向上を図るため、条例を制定する必要があるので提案する。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>(5) 徴収金 市税並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(6)・(7) 【略】</p> <p>(督促)</p> <p>第19条 【略】</p> <p>【削る】</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>(5) 徴収金 市税並びに<u>その督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(6)・(7) 【略】</p> <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第19条 【略】</p> <p><u>2 前項に規定する督促状を発した場合においては、督促状1通につき70円の手数料を徴収する。ただし、やむをえない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

(長岡京市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 長岡京市国民健康保険条例(昭和52年長岡京市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第25条 <u>削除</u></p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第25条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、70円とする。</u></p>

(長岡京市介護保険条例の一部改正)

第3条 長岡京市介護保険条例(平成12年長岡京市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 <u>削除</u></p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第6条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき70円とする。</u></p>

